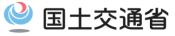
2021年4~9月の部品欠落報告について



2021年4~9月における部品欠落報告の概要



1. 落下物対策総合パッケージ

航空機からの落下物については、2018年3月にとりまとめた「落下物対策総合パッケージ」に基づき、関係者(国・メーカー・航空会社等)が一丸となって対策を実施している。
→落下物対策総合パッケージの概要についてはP2

2. 羽田空港の新飛行経路における落下物の発生件数

羽田空港の新飛行経路の運用開始以降(2020.3.29~2021.11.30)において、<u>新飛行経路における落下物事案と確認されたものはO件</u>

3. 部品欠落報告制度の拡充と報告件数

落下物には至らないものの、部品欠落についても情報収集を強化し、落下物の未然防止に活かすため、2017年11月、国際線が多く 就航する空港について、外国航空会社も含めた全ての航空会社から航空機の部品欠落情報が報告されるよう、<u>報告制度を拡充</u>。本 制度により2021年4~9月に報告された部品欠落件数は698個。 →部品欠落の報告制度についてはP3

_→2021年4~9月の部品欠落の概要、2021年8~9月の部品欠落については、それぞれP4, P5

4. 航空会社における徹底的な機体の点検等

航空会社においては、駐機中等において<u>徹底的な点検等</u>を行うほか、<u>点検等を行う際の整備士等の意識の向上のための様々な取組が実施</u>されている。
→航空会社における取組についてはP6

5. 国における部品欠落点検に特化した機体チェックと外国航空機に対する立入検査

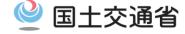
また、航空会社だけでなく、国自らが点検を行い、その結果を落下物の未然防止に活かすため、羽田空港においては、<u>本邦・外国航空機を対象に2019年3月から国の職員による部品欠落点検に特化した機体チェックを実施</u>しており、<u>2020年度からは体制の強化</u>を行っている。加えて、外国航空機に対しては、<u>航空法に基づく立入検査(ランプインスペクション)の一環として、部品欠落の点検</u>を行っている。

→国による機体チェック、ランプインスペクションについては、それぞれP7、P8

6. 航空会社・メーカー等と連携した再発防止の徹底

過去に発生した落下物事案や部品欠落については、<u>航空会社においてメーカー等と連携して原因究明・対策検討を行い、国はその</u> 実施状況を指導・監督するとともに、<u>他の航空会社へも情報共有や指示</u>、必要に応じて<u>落下物防止対策基準の拡充</u>を行っており、<u>再</u> 発防止を徹底している。

落下物対策総合パッケージ(概要)



- 〇 有識者や実務者等の関係者が一堂に会した<u>「落下物防止等に係る総合対策推進会議」における2018年</u> 3月のとりまとめを受け、落下物対策を充実・強化。
- 〇 今後も、関係者が一丸となって、落下物対策を充実。

未然防止策の徹底

「落下物防止対策基準」の策定(新規)

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空 会社に、落下物防止対策の事業計画への記載 を義務づけ

- ・航空法施行規則の改正 (2018年8月) 通達発出 (2018年9月)
- ·施行:本邦社(2019年1月15日)、外航社(2019年3月15日)



あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底

- ① <u>対策事例をまとめた「落下物防止対策集」を作成</u>(新規) ・作成・公表(2018年1月)
- ② 内外の航空会社に対して未然防止策を徹底







ICAOにおいて周知(2018年6月8日)

駐機中の機体チェックの強化

- ① 外国航空機に対する検査を羽田空港、成田空港に重点化
- ② 空港管理者による新たなチェック体制の構築
 - ・成田空港では2017年3月から、羽田空港では2019年3月から運用開始 (航空機検査官が対応)
 - ・検査官のノウハウを活用し、検査実施者と補助要員から構成される チームを編成し、月100機程度の機体チェックを実施。

事案発生時の対応強化

補償等の充実(新規)

- ① 被害者救済制度の拡充
 - ・羽田乗り入れ便への加入の義務化
 - (60%→100%に引き上げ)
 - ・全国の空港への横展開
- ② 補償費立替えの枠組みを構築
- ③ 見舞金制度の創設

- ・航空法施行規則の改正・公布 (2018年8月)
- 所要の要領等作成済み
- ・運用開始:2019年夏ダイヤ (2019年3月31日)

航空会社に対する処分等

落下物の原因者である航空会社(本邦社及び外航社)に対して処分等を行う。航空機の整備や落下物防止対策基準の遵守状況等を踏まえ措置する。

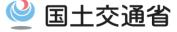
・本邦社:落下物事案にも適用される処分基準を策定(2018年3月)

外航社:本邦社に準ずる内容で対応

情報収集・分析の強化

- ① 落下物情報の収集強化(空港事務所、警察)
 - ・落下物処理要領を策定(2017年6月)
- ② 落下物認定の確度向上のための技術力向上
 - 氷塊の成分分析の精度向上
- ③ 外航社を含めた部品脱落の報告制度の拡充
 - ・羽田についても報告制度の対象とAIPに掲載(2017年11月)

航空機の部品欠落に関する報告制度

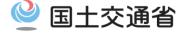


- 部品欠落とは、到着後の点検において、航空機の部品がなくなっていることが確認されたもの。
- 2017年11月、国際線が多く就航する空港について、外国航空会社も含めた全ての航空機運航 者から空港運営者に対し、航空機の部品欠落情報が報告されるようAIP*において周知。

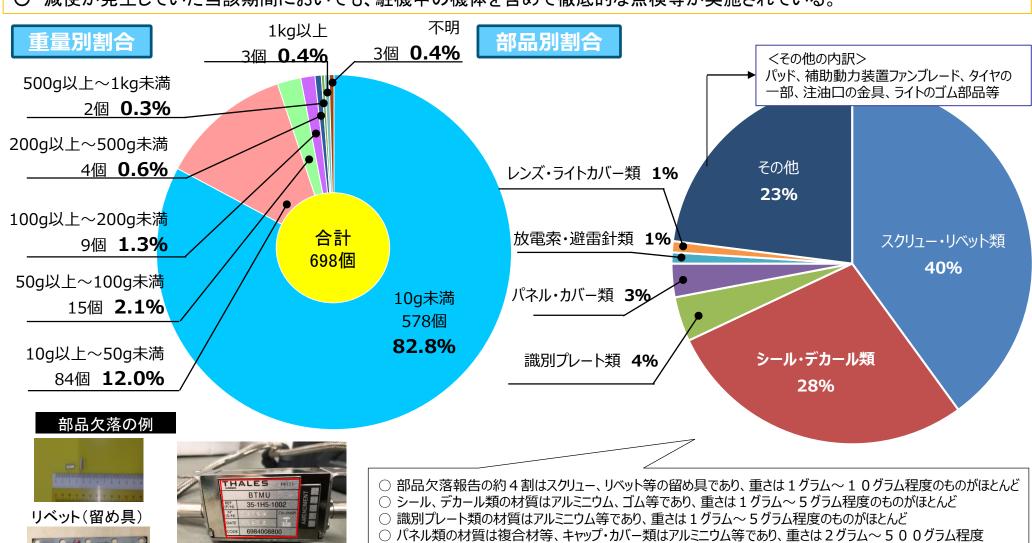


報告制度の対象空港 従来より報告制度を設けていた成田空港に加え、2017年11月より、羽田、関西、中部、福岡、那覇、新千歳の6空港 で制度開始。

2021年4~9月における部品欠落の重量別・部品別割合



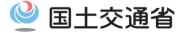
- 〇 部品欠落の報告制度により、羽田空港を含む7空港において2021年4~9月に報告された欠落部品の総計は698個であり、そのほとんどは100g未満、8割以上は10g未満である。
- 減便が発生していた当該期間においても、駐機中の機体を含めて徹底的な点検等が実施されている。



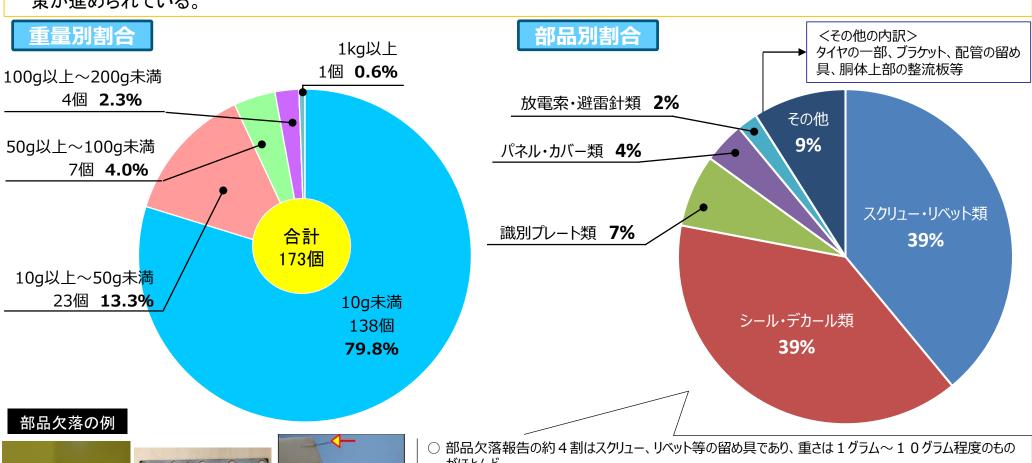
シール

- 主脚構造部のラベル
- 放電索、避雷針類の材質は金属、複合材であり、重さは1グラム~20グラム程度
- レンズ、ライトカバー類の材質はガラス、プラスチックであり、重さは2グラム~50グラム程度

2021年8~9月における部品欠落の重量別・部品別割合



- 部品欠落の報告制度により、羽田空港を含む7空港において2021年8月~2021年9月に報告された欠落部品の総計は173個 であり、そのほとんどは100g未満、8割近くは10g未満である。
- 減便が発生していた当該期間においても、駐機中の機体を含めて徹底的な点検等が実施されている。また、欠落部品の多数 を占める10g未満の部品についても、各航空会社において、落下物防止対策基準に従って、欠落事例を分析し必要な再発防止 策が進められている。



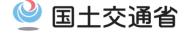




チャージャー(放電索)

- がほとんど
- シール、デカール類の材質はアルミニウム、ゴム等であり、重さは1グラム~10グラム程度のものがほとんど
- 識別プレート類の材質はアルミニウム等であり、重さは1グラム程度のものがほとんど
- パネル類の材質はプラスチック等、キャップ・カバー類はアルミニウム等であり、重さは5グラム~100グラム 程度
- 放電索、避雷針類の材質は複合材であり、重さは1グラム~20グラム程度

航空会社における落下物防止に係る取組



- 〇 落下物の未然防止のため、各航空会社において、<u>部品欠落が起こりやすい箇所の点検強化や点検を行う整備士等の意識向上のための取組</u>が行われており、各航空会社の取組等については、他の<u>航空会社やメーカー</u>等との間で情報共有・水平展開を行っている。
- 減便が発生していた2021年4~9月においても、<u>駐機中の機体を含めて徹底的な点検</u>等が実施されている。
- 部品欠落が発見された場合には、スクリューやシール等の小部品類であっても、航空会社において、メーカー と連携して原因究明・対策検討を行うとともに、航空局においても、これらのプロセスを随時監視・監督している。

教育訓練の強化等による点検精度・意識の向上





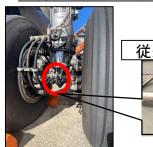




他社・メーカーとの情報共有

部品欠落情報を踏まえた対策事例

航空会社においては、駐機中の機体を含めた徹底的な点検等により発見した部品欠落や他社の部品欠落情報も踏まえ、<u>小部</u> 品類であっても、メーカーと連携して、再発防止策が進められている。



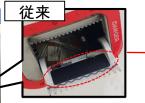




ラベルの縁(点線部)に樹脂を 塗布することにより接着強化

主脚構造部のラベルの接着強化 (大きさ 4cm×3cm、重量 1g)







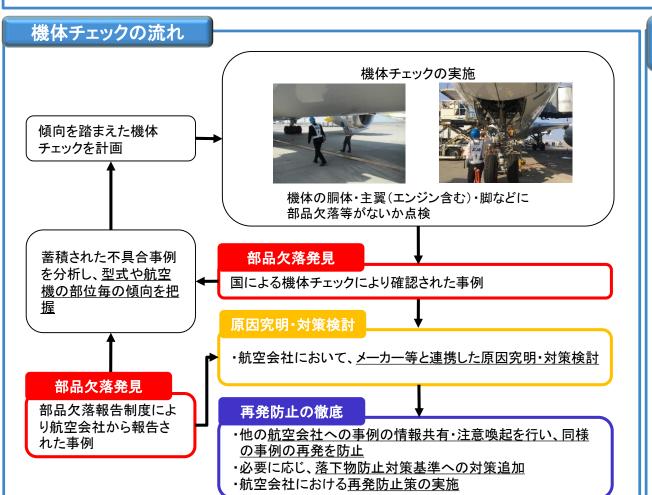
機内与圧調整弁のアルミ製テープ_(※)の取外し (大きさ 29cm×9cm、重量 5g)

※客室内において隙間風が 鳴る現象を抑制

羽田空港における国による部品欠落点検に特化した機体チェックについて

概要

- 〇羽田空港において、本邦・外国航空機を対象に、2019年3月から空港管理者(国)による部品欠落点検に特化した機体チェックを実施。
- ○<u>航空機の機体に精通した職員</u>(航空機検査官職種や機体チェック研修を受講した者等)で<u>構成されるチームにより実施</u>。
- 〇新飛行経路運用開始に伴い、2020年度よりチェック要員を増員(2チーム→3チーム)するなど機体チェック体制を強化。
- ○<u>年間の実施目標機数は羽田空港における1日の発着回数</u>と同程度_{(※1)。}
 - ※1 今年度は1.300機程度を見込んでいる。



機体チェックの実施状況 (2021年4月1日~10月31日)

チェック機体数843機

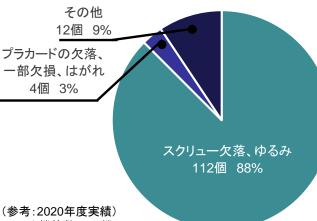
部品欠落を発見

76個

欠落になる恐れの あった状態を発見

<u>52個</u>

不具合別の割合(計128個)



チェック機体数:888機

部品欠落を発見:61個

欠落になる恐れのあった状態を発見:32個

ランプインスペクションの概要及び実施状況(外国航空機の安全性の担保)土交通省

- 国際民間航空条約に則り航空法第134条第2項の立入検査の一環として、我が国に乗り入れる外 国航空機による航空輸送の安全を確保すべく、外国航空機への立入検査(ランプインスペクション)を実施しています。
- 航空機が空港に到着後、出発するまでの間に、携帯・搭載が義務づけられている書類(パイロットの技能証明書など)の確認、非常用装備(客室内の消火器など)の確認及び外観検査等を行い、<u>安全性が担保されていることを総合的に確認</u>いたします。外観検査の一環として、<u>部品欠落の有無の確認</u>も実施しております。
- なお、今年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が大幅に減少し 、 ています。



ランプインスペクション実施状況			
	実施件数	運航国数	航空会社数
2021年度 (4月1日~10月31日)	49(2)	6(1)	9(1)
2020年度【参考】	110(10)	29(6)	48(6)

- ※1()は羽田空港における数字を表す。
- ※2 ランプインスペクションの実施にあたっては、運航乗務員を含め関係者との接触機会が多く、国際民間航空機関が定める感染防止ガイドラインにおいて、可能な限り接触を避けるよう示されている。このため、2020年3月以降、法務省が上陸拒否等を課した国の航空会社が運航する便については実施していない。

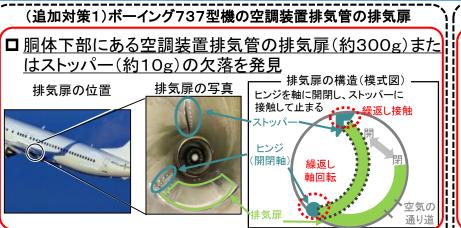
(2点で固定)

留め金 (計3個)

落下物防止対策基準の拡充(令和3年8月改正・10月適用)

- 近年発生した部品欠落事案等を踏まえ、メーカー等と連携し、当該事案の再発防止対策を国内外の航空会社に義務付けるべ 〈落下物防止対策基準の改正を実施(令和3年8月改正・10月より適用)。
- 引き続き落下物事案の未然防止・再発防止を図るため、メーカー等と連携し、落下物防止対策基準の充実・強化を図っていく。
- 〇 さらに、部品欠落の大部分をスクリュー等の小部品類が占めていること等を踏まえて、小部品類も含めた欠落事例の情報収 集・詳細分析等を通じて、落下物防止に資するさらなる対策策定に向けた取組を進めているところ。

部品欠落 <u>発生</u>



(追加対策2)ボーイング787型機の給水口扉

□ 胴体下部の給水口扉(1kg程度)の欠落を発見



給水口扉の位置

対策前の給水口扉

原因究明 対策検討 □ 排気扉が繰り返し開閉することにより、ストッパーやヒン ジに過度に負荷が集中した結果、当該部分が損傷し脱 落したと推定

□ 地上で扉開放時に風などでヒンジが変形し隙間ができ、 飛行や着陸時の逆噴射による空気が扉内に流入すること で留め金やヒンジが破断し給水口扉が脱落したと推定



再発防止 徹底

□ 航空会社に対し、 排気扉のヒンジ 及びストッパー を強化型に改良 する改修の実施 を義務付け





義務付け

給水口扉を改良

ヒンジを改良

(面で固定)

材質変更• 補強材追加

留め金追加 (計5個)

対策後の給水口扉